

財団法人長岡市芸術文化振興財団寄付行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人長岡市芸術文化振興財団（以下「財団」という。）という。

(事務所)

第2条 財団は、事務所を長岡市千秋3丁目1356番地6に置く。

(目的)

第3条 財団は、市民の芸術文化活動を支援し、市民自らが芸術文化活動を行う様々な機会を提供することで芸術文化全般の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造と豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 優れた芸術文化を創造し、観賞する機会の提供
- (2) 芸術文化活動に対する支援
- (3) 芸術文化に関する情報収集及び提供
- (4) 芸術文化に関する調査研究
- (5) 他機関の芸術文化事業の受託及び協力
- (6) 長岡市から委託された文化施設の管理運営
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 財団の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財団の設立に際し、基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 財団の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを

得ない理由がある時は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、新潟県知事の許可を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供する事ができる。

4 前項ただし書の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

5 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第10条 財団の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

3 前2項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算が成立する日まで前年度の予算に準じ、収入又は支出をすることができる。

2 前項の規定による収入又は支出は、新に成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 理事長は、事業年度ごとに次の書類により事業報告及び決算を調製し、事業年度終了後60日以内に監事の監査を受け、理事会の承認を得、知事に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表

(5) 財産目録

(特別会計)

第13条 財団は、事業の遂行上必要がある時は、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、第10条の収支予算及び第12条の収支決算に計上しなければならない。

(長期借入金)

第14条 財団が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。

第3章 役員等

(役員の種類)

第15条 財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事(理事長、副理事長及び専務理事を含む。) 10人以上15人以内
- (5) 監事 2人

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選による。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第17条 理事長及び副理事長は、財団を代表する。

- 2 理事長は、業務を総括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 専務理事は、理事長の指揮を受け、この法人の業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財団の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときには、これを理事会又は新潟県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意により、その役員を解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 報酬及び費用の弁償については、理事会の議決を経て別に定める。

(事務局)

第21条 財団の事務を処理するため、財団に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第23条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、財団の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第24条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事が第17条第6項第4号の規定により招集するとき。

(招集)

第25条 理事会は、前条第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の場合には、請求の日から10日以内に理事会を招集しなけ

ればならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、あらかじめ通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄付行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面を持って表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 財団に、評議員15人以上20人以内を置く。

2 評議員は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。

3 第18条、第19条ならびに第20条第1項本文、第2項及び第3項（費用の弁償に係る部分に限る。）の規定は、評議員に準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、「理事会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄付行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 第27条から第30条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第33条 この寄付行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、新潟県知事の認可を得なければ変更することができない。

- 2 前項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、新潟県知事の許可があったときに解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を得、かつ、新潟県知事の許可を得て、財団と類似の目的を有する他の公益法人に寄付する。
- 3 前2項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

第7章 雑則

第35条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

附 則

- 1 この寄付行為は、財団の設立許可のあった日(平成8年4月1日)から施行する。
- 2 財団の設立当初の役員及び評議員は、第16条第1項及び第2項又は第31条第2項の規定にかかわらず、別紙名簿のとおりとし、その任期は、第18条第1項本文(第31条第3項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成10年3月31日までとする。

3 財団の設立当初の事業年度は、第9条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成9年3月31日までとする。

4 財団の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条第1項及び第3項の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び予算書のとおりとする。

附 則

この寄付行為は、新潟県教育委員会の認可のあった日（平成8年12月10日）から施行する。

附 則

この寄付行為は、新潟県教育委員会の認可のあった日（平成9年9月10日）から施行する。

附 則

この寄付行為は、新潟県知事の認可のあった日（平成13年4月26日）から施行する。

附 則

この寄付行為は、新潟県知事の認可のあった日（平成14年4月18日）から施行する。